

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

道内の待機児童の状況

1 道内の待機児童の状況

令和3年4月1日時点 68人(対前年▲66人)

全国の待機児童数 5,634人(対前年▲6,805人)

2 待機児童の減少要因 (厚生労働省発表資料から:自治体調査による全国的な傾向)

- ・保育の受け皿の拡大
- ・新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え

※道内における主な減少要因

- ・保育の受け皿の拡大

例:江別市において受け皿の整備(保育所3か所を開設)を行い、待機児童が大幅に減少。

令和2年4月 67人 → 令和3年4月 11人

道における待機児童対策

1 道内の待機児童発生 の 主な要因

- 保育の無償化に伴う保育ニーズの拡大による申込者数の増
- 子育て世帯の流入の増加や女性の就業意欲の高まりによる申込者数の増
- 保育人材の確保が困難であることによる受け入れ児童数の減少

2 道における対策

- ニーズの拡大による受け皿整備の支援(施設整備補助)
新子育て安心プランによる施設整備費等の補助率嵩上げ
- 地域の特性に応じた支援
特に対策が必要な市町村に対し個別にヒアリングを行い、解消策を共有するなどのフォローアップを実施。